

茨城県地域職業能力開発促進協議会委員の募集（職業紹介事業者等）について

茨城労働局では、職業能力開発促進法第15条の規定（別添1）に基づき、茨城県地域職業能力開発促進協議会（以下「地域協議会」といいます。）を設置し、関係機関・関係者の方にお集まりいただき、地域における人材ニーズを適切に反映した訓練コースの設定を促進するとともに、訓練効果の把握、検証を通じた訓練内容の改善等の取組について協議を行うこととしております（別添2）。

つきましては、地域協議会に参画いただく委員の募集について、お知らせいたします。

1. 募集要件

職業紹介事業者若しくは特定募集情報等提供事業者又はその団体で、次の全ての要件を満たしていること。

- ①茨城県内の人材ニーズを把握しており、本協議会において把握した人材ニーズに関して発言できること。
- ②茨城県内に事業所が存在していること。
- ③過去3年以内に職業安定法（昭和22年法律第141号）又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護に関する法律（昭和60年法律第88号。第3章第4節の規定を除く）に基づく行政処分（許可を除く）を受けていないこと。

2. 就任期間

令和6年11月から令和7年3月31日までを予定しています。

3. 応募方法

応募申込書様式に必要事項をご記入の上、下記6の応募先へ電子メール（件名は「協議会委員の応募について」として下さい。）又は郵便にてご応募ください。

応募期限は、令和6年8月26日（月）～同年9月6日（金）です。

4. 委員の選定

選定結果は、応募者に対して後日ご連絡いたします。

5. その他

地域協議会は、年2回程度（11月頃及び2月頃）開催します。

6. 応募・お問い合わせ先

茨城労働局職業安定部訓練課 担当：山室

〒310-8511 水戸市宮町1丁目8番31号

メールアドレス：kyuushokusha-ibarakiyoku@mhlw.go.jp

電話：029-277-8001